議案第７４号

きれいなまち渋谷をみんなでつくる条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和７年１１月２６日

渋谷区長　　長　谷　部　　健

きれいなまち渋谷をみんなでつくる条例の一部を改正する条例

第１条　きれいなまち渋谷をみんなでつくる条例（平成９年渋谷区条例第４１号）の一部を次のように改正する。

目次中「投げ捨て」を「ごみのポイ捨て」に、「第１４条」を「第１５条」に、「第１５条―第１８条」を「第１６条―第１９条」に、「第１９条―第２１条」を「第２０条―第２２条」に、「罰則（第２２条）」を「罰則（第２３条）」に、「第２３条・第２４条」を「第２４条・第２５条」に改める。

第１条中「吸い殻、空き缶等の投げ捨て」を「ごみのポイ捨て」に改める。

第２条第６号中「吸い殻、空き缶等」を「ごみ」に、「容器」を「缶、瓶、ペットボトルその他の容器包装」に、「ビラ、チラシその他のごみの散乱の原因となる物」を「包装紙、収納袋、印刷物その他これらに類する物で、散乱性の高いもの」に改め、同条中第１４号を第１６号とし、第１１号から第１３号までを２号ずつ繰り下げ、同条第１０号中「公共の場所」を「公共の場所等」に改め、同号を同条第１２号とし、同条中第７号から第９号までを２号ずつ繰り下げ、第６号の次に次の２号を加える。

⑺　ポイ捨て　ごみを公共の場所等において吸い殻入れ、回収容器又は所定の場所以外の場所に捨てることをいう。

⑻　回収容器　ごみを回収するための容器をいう。

第４条第１項第１号中「吸い殻、空き缶等」を「ごみ」に改める。

第５条第２項中「ごみの散乱の原因となるおそれのある物の製造、加工、販売等

を行う者」を「事業者」に、「散乱」を「事業活動により生じるごみのポイ捨て」に改める。

第６条第１項第１号中「吸い殻、空き缶等が捨てられ」を「ごみのポイ捨てをされ」に改める。

第９条第１項中「吸い殻、空き缶等」を「ごみ」に改める。

第２４条を第２５条とし、第２３条を第２４条とする。

第３章中第２２条を第２３条とする。

第２章第５節中第２１条を第２２条とし、第２０条を第２１条とし、第１９条を第２０条とする。

第２章第４節中第１８条を第１９条とする。

第１７条第１項中「をして」を「又は区長の指定する者に、」に改め、同条に次の１項を加える。

３　第１項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第１７条を第１８条とし、第１６条を第１７条とし、第１５条を第１６条とする。

「第３節　投げ捨て、落書き等の防止」を「第３節　ごみのポイ捨て、落書き等の防止」に改める。

第１１条第１項中「公共の場所等にみだりに吸い殻、空き缶等を捨てて」を「ごみのポイ捨てをして」に改める。

第１２条の見出し中「吸い殻入れ」の次に「及び回収容器」を加え、同条第４項中「又は第２項」を「、第２項又は第３項」に改め、同項を同条第５項とし、同条第３項中「及び飲食料自動販売機設置者等」を「、飲食料自動販売機設置者等及び飲食料販売事業者」に、「吸い殻入れ並びに飲食料の自動販売機及び回収容器の設置又は」を「飲食料の自動販売機（第１４条において単に「自動販売機」という。）の設置並びに吸い殻入れ及び回収容器の設置又はその」に改め、同項を同条第４項とし、同条第２項の次に次の１項を加える。

３　区規則で定める区域内において、飲食料の販売を行う店舗の運営事業者（以下「飲食料販売事業者」という。）は、当該店舗が販売した飲食料から発生するごみを回収するための回収容器を当該店舗の出入口付近その他の当該店舗の利用者が容易にごみを捨てることができる場所に設置し、これを適正に管理しなければ

ならない。

第１３条第１項中「前条第４項」を「前条第５項」に改める。

第２章第３節中第１４条を第１５条とし、第１３条の次に次の１条を加える。

（立入調査）

第１４条　区長は、第１２条第５項及び前条第１項の規定による勧告又は改善命令を行う必要があると認めるときは、職員又は区長の指定する者に、必要な場所に立ち入り、自動販売機、吸い殻入れ又は回収容器の設置及び適正な管理について調査させ、又は関係人に質問させることができる。

２　前項の規定により立入調査等を行う者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

３　第１項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第２条　きれいなまち渋谷をみんなでつくる条例の一部を次のように改正する。

第２３条を次のように改める。

（罰則）

第２３条　第１１条第３項又は第４項の規定に違反した者は、２万円以下の罰金に処する。

２　第１３条第１項に規定する命令を受けた者が正当な理由がなくてその命令に従わない場合は、５万円以下の過料に処する。

３　第１１条第１項の規定に違反した者は、２万円以下の過料に処する。

４　第１１条第２項の規定に違反した者は、１万円以下の過料に処する。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和８年４月１日から施行する。ただし、第２条の規定は、令和８年６月１日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

２　第２条の規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（説明）

飲食料販売事業者等に対する回収容器の設置の義務化及び過料徴収の導入等により、美しく健全なまちづくりを推進するため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する。